

第2節 安全推進体制

～安全文化の更なる醸成を目指して～

1 安全推進部創設の経緯

当庁はこれまでも安全対策について、庁の重点施策として力を入れてきましたが、重大事故の発生を教訓に、庁全体の安全対策について再度検討を行い、組織文化などの背後要因にまで踏み込んだ再発防止対策や各業務分野の垣根を越えて、全庁一丸となった安全対策を推進し、安全文化[※]の更なる醸成を目指すため全国初の専門部署「安全推進部」を令和4年4月に創設しました。

※安全文化：組織の構成員が総体として安全の重要性を認識し、ヒューマンエラーや不安全行動に対して鋭い感受性を持ち、事故予防に対する、前向きな姿勢と有効な仕組みを持つこと

安全文化に必要な4つの要素

公正な文化	報告する文化	学習する文化	柔軟な文化
一生懸命に取り組む中で発生してしまった事故を厳しく咎めない文化。しかし、言語道断な行為には厳しい制裁は必要	事故やヒヤリハットを包み隠さず報告し、その情報に基づいて事故の芽を事前に摘み取る努力ができる文化	様々な事例や現場経験から教訓だけでなく、他の業界等で発生したことからも学び取り、必要と思われる改革を実行できる文化	マニュアルや基準を厳守しつつも、様々な現場に対応するため、意思決定を現場に任せ、臨機応変に対応できる文化

参考文献：ジェームズ・リーズン（著）、塩見弘（監訳）「組織事故」日科技連出版 1999

2 東京消防庁安全憲章の制定

東京消防庁安全憲章

我々の目指す安全は、全ての人命を守り抜くことである。

だからこそ自らと仲間を大切に、それぞれが持てる力を発揮できるよう互いの階級や職責を超えて一致協力し、いかなるリスクにも対処できる組織となります。そして、一人一人の小さな一歩の積み重ねが生む確かな組織力をもって全ての業務を確実に遂行し、安全な東京の未来を築きます。

そのために、一人一人が次のことを行います。

- ・ ルールが出来た意味を考え、行動します。
- ・ 互いに聴く耳を持ち、気づいたことは伝えます。
- ・ 進む勇気だけでなく、立ち止まる勇気を持ちます。
- ・ 誰にでもミスは起こり得ることと理解し、助け合います。
- ・ 気づきから学び、自らの成長と手順の改善を目指します。



全庁一丸となった安全文化の醸成に向けて、組織として目指すべき安全の理想像や方向性を定めた『東京消防庁安全憲章』を制定しました。

全職員から案文を募集し、安全統括会議での検討を経て制定されたこの安全憲章には、重要な5つのポイントが盛り込まれています。

東京消防庁の全職員が、この安全憲章を拠り所として安全を最優先とする文化を築き上げ、安全な東京の未来を実現します。

東京消防庁安全憲章に盛り込んだ5つのポイント

“全ての人命を守り抜くこと”を目指す

災害から人命を救うためには、都民の皆さまはもちろん、職員の命も守らなければなりません。救える命を失った事故や、職員を失った殉職事故といった過去の重大事故を二度と起こさないという決意を込めました。

現場活動だけでなく、あらゆる業務の遂行が安全を築く

我々の目指す安全の実現には、全ての業務の遂行が必要です。例えば、予防業務などは、今この瞬間の命を守る訳ではありませんが、未来の誰かの命を救っている等、安全な東京の未来を築くためにはあらゆる業務を確実に遂行することが必要です。

想定外のリスクにも対処できる組織を目指す

消防業務は、想定外のリスクと向き合う場面が多くあるため、マニュアルやルールを守るだけでは対処できない場面もあります。想定外のリスクにも柔軟な現場力で対処できる、組織を目指します。

心理的安全性のある職場が、組織力と現場力を発揮させる

組織力や現場力を最大限に発揮するために、自ら考え、行動できるよう心理的安全性[※]のある明るく風通しの良い規律ある組織を目指します。

※心理的安全性：組織の中で、誰に対してでも安心して自分の考えや気持ちを発言できる状態をいいます。

一人一人の小さな行動の積み重ねが安全な未来へ繋がる

目指す安全の実現に向けて、職員全員が当事者意識を持ち、主体的に取り組む決意を込め、職員から多く集まった意見を基に守るべき5つの行動を定めました。

3 安全を推進するための様々な取り組み

(1) 3層の体制による会議体



庁の安全対策について各部等との連携を強めるため、理事（安全統括担当）を議長とする「安全統括会議」をトップに、方面本部長を議長とする「方面安全推進会議」、消防署等で行う「安全懇談会（SC）」の3層の体制で会議体を設置しています。安全懇談会は職員同士の安全に関するコミュニケーションから職務に起因する事故の再発防止対策の策定まで、広い範囲を取り扱う安全に関する「取り組み」を指し、職務に起因する事故の未然防止対策の策定、多角的な視点からの原因究明による効果的で実効性のある再発防止対策の策定、安全に関する話し合いの常態化による安全文化の醸成を目的としています。

(2) 安全教育



消防にとっての安全を実現するためには、組織を挙げて安全教育を推進し、安全に関する能力を持った人材を育成していくことが大切です。

安全推進部員に対して行う高度な安全マネジメント能力を養うための教養はもちろん、消防学校や消防署等にて、職員に対して階級や役職に応じて段階的に知識の習得、実践を目指す教育を積極的に支援しています。

(3) 安全評価



庁の安全推進体制が適切に運営され有効に機能しているかをチェックする機能として、安全評価を実施します。

消防署等の現場の声から安全推進体制の実態を把握し、そこで得られた課題を抽出します。この課題に対して検討・改善を重ね、組織横断的に安全推進体制の充実強化を図ることを目的としています。

4 安全技術課の沿革

昭和36年4月、高度成長に伴う特殊な火災等が続発する状況に対処していくため、高度な消防の科学化を目的とし、わが国で初めての自治体消防の研究機関として消防科学研究所が創設されました。

その後、平成18年4月、科学技術面から災害現場における活動を支援する機能を高めるため、消防技術安全所に組織変更しました。

令和4年4月、前身の組織体制で蓄積された知見を引き継ぎ、消防業務のさらなる安全を追求する研究部署として安全推進部安全技術課が発足しました。



▲ 創立時の様子

昭和36年



▲ 組織変更

平成18年



▲ 組織変更（安全推進部創設式の様子）

令和4年

5 調査研究

消防活動時の安全対策について、火災性状、消防装備、身体面から課題解決を図るため、恒温恒湿室（温度や湿度を変化させ、夏や冬の環境を再現できる）、振動発生装置（周期的な揺れや地震動を再現できる）等を活用した様々な研究を行っています。

特に、当庁のみでは解決することが困難な研究分野について、民間企業等との調査研究を推進するための公募制度を導入しています。

研究成果については、広く活用していただくために、毎年「消防科学セーフティレポート」を発刊し、公表しています。下記のQRコードを読み取っていただくと現在公表している研究成果が確認できます。





▲ 1年間の観測地震波を用いた家具転倒防止器具の転倒防止効果に関する研究



▲ 発泡器具の発泡性能、消火性能等の研究



▲ 電子レンジで食品を長時間加熱することにより発生する急速な燃焼に関する研究



▲ 火災実験施設の確保に係る具体化方策の提案のための研究

6 安全に関する調査分析

(1) 職務内事故の調査分析

職務内で起きた交通事故や職員の受傷事故等（事故につながる恐れのある事案も含む）を対象に、現場の確認とヒューマンファクターの視点による適切な聞き取り調査等から、事故の根本原因を分析し、背後にある要因を洗い出します。

調査分析の結果、導き出された要因から、実効的な再発防止の提言につなげていきます。



(2) 組織の安全文化を測るための調査分析

安全に関する職員の意識や行動をアンケート調査し、安全文化を測り、見える化するための取り組みを行っています。

組織の今の状況を知ること、強みを伸ばし、弱点の改善を目指します。

7 火災鑑定等

(1) 火災鑑定

火災鑑定は、火災による焼損物件等の形状、構造、材質、成分、性質及びこれに関する現象を、各種分析装置で必要な試験、実験及び分析を行う業務です。その結果は、火災原因判定のための資料として活用しています。



▲ 火災鑑定の状況

(2) 危険物判定試験

危険物判定試験は、立入検査等で危険物と疑わしい物品を発見し、類別、品名に疑義が生じた際、判定に必要な資料を得るために成分・性状を分析する業務です。その結果は、消防法令違反の特定等に活用しています。

(3) 危険物確認試験

危険物確認試験は、火災予防条例に基づき、危険物又は危険物であることの疑いがある物品を貯蔵し、又は取り扱う方の申し出により、危険物に該当するか否か等を確認するための業務です。その結果は、危険性の勘案や消防法令規制等に役立てられています。

(4) 分析測定

分析測定は、製造所等の危険物施設において発生した危険物の流出事故等にかかわる物件の形状、構造、材質、成分、性質及びこれに関連する現象について、各種分析装置を活用して測定及び分析するもので、その結果は、流出事故等の原因判定のための資料として活用しています。



▲ 分析測定の状況